

公 告

令和8年(2026年)2月26日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	015
(2) 件 名	有害ガス除去用消石灰購入（クリーンセンターまにわ）
(3) 納入場所	クリーンセンターまにわ
(4) 納入期限	令和 9年 3月31日
(5) 仕様等	有害ガス除去用消石灰 10kg単価 ※詳細は別紙仕様書のとおり。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表 議会の議決を要するための仮契約：不要

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	別紙「真庭市条件付一般競争入札公告共通事項」のとおり
(2) 参加資格業種	その他《工業化学薬品》 ※入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所は契約を委任されている者
(4) その他	法令等により必要とする許認可を受けている者

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和8年3月19日17時00分まで
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、事前に財産活用課へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和8年3月11日12時00分まで
(4) 質問方法	質問は任意様式で作成し、(5)質問書提出先へメールで行うものとする。 ※参考型番以外の同等品により入札する場合は、購入担当課の確認を受けること。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ【アドレス】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和8年3月19日17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札・開札に関する事項

(1) 入札書提出期限	令和8年3月19日17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「入札内訳書(任意様式)」を添付のうえ、持参もしくは郵送すること。
(2) 開札執行日時	令和8年3月24日13時00分
(3) 開札執行場所	真庭市役所本庁舎3階 総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表。

5 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、本業務にかかる令和8年度当初予算が議決されなかった場合、本入札は無効となる。不明な点は次に示すところに問い合わせること。

6 問い合わせ先

(1) 入札及び契約手続きに関する事項（契約担当課）

真庭市 財産活用課

[TEL] 0867-42-1174 [FAX] 0867-42-1119

(2) 調達物品に関する事項（購入担当課）

真庭市 クリーンセンターまにわ

[TEL] 0867-42-7453 [FAX] 0867-42-7454

物 品 購 入 仕 様 書

(1)薬剤の指定

- 商品名
- ・ 超微粉消石灰アルカホワイトS（足立石灰工業(株)製）
又 は超微粉特号消石灰NPライム（中山石灰工業(株)製）

(2)納入方法

- ・ 粉体輸送タンクローリー車にて、指定する消石灰貯留タンクへ本市職員立会のもと納入すること。
- ・ 分量は、10kg単位とする。

(3)納入場所

- ・ 岡山県真庭市樫西290
クリーンセンターまにわ

(4)納入量

- ・ 1回の納入量 約 2,500 kg 程度
- ・ 年間予定納入量 約 80,000 kg 程度

(5)見積額単位

- ・ 10kgあたりの単価で消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

(6)納入時間

- ・ 概ね 午前 8 時～午後 4 時 30 分までの納入。

(7)単価契約期間

- ・ 契約締結の日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

(8)その他

- ・ 設備のトラブル及び運転状況により納入時間、数量等を変更することがある。
- ・ 疑義等が生じた場合は発注者と十分協議の上、対処すること。
- ・ 受注者は、薬品搬入に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、発注者の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに対処する事。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- ・ 納入にあたり災害防止対策に万全を期し労働基準法及び安全衛生法の法令に違反する事の無いよう努めなければならない。
- ・ 納入にあたり事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な措置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。
- ・ 受注者は直近の試験成績表(写し可)を納入毎に提出すること。
- ・ 消費税及び地方消費税額は単価に数量を乗じて得た額の合計に消費税率を乗じて得た額とする。ただし1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。